

ハラスメントに関する相談件数等（令和2年度）

令和3年7月6日
庁議資料

狛江市では、狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例第11条第2項及び狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例施行規則第7条第2項に基づき、ハラスメントに関する相談件数等を年に1度公表します。
条例の対象となる相談者は、市職員（常勤・非常勤問わず全ての職員）ですが、行為者は、特別職（市長・副市長・教育長）、市議会議員を含みます。
令和2年度の内容については、以下のとおりです。

(1) ハラスメントに関する相談件数

ハラスメントの種別	相談件数			備考
	内部相談窓口	外部相談窓口	合計	
セクシュアル・ハラスメント	0件	0件	0件	
パワー・ハラスメント	1件	3件	4件	内部相談窓口の1件については、相談者からの求めにより、所属長から注意をいたしました。 外部相談窓口の3件のうち、1件については、市へ対応の求めがあり、行為者に対して職員課長から注意をし、相談者の要望に応じた対応を行いました。他2件については、相談者から市への対応の求めがありませんでした。
モラル・ハラスメント	0件	—	0件	外部相談窓口については、モラル・ハラスメントに関する項目がありません。
マタニティ・ハラスメント	0件	0件	0件	
その他ハラスメント	0件	0件	0件	
その他（ハラスメントに含まれない問題）	0件	2件	2件	相談者から市へ対応の求めがありませんでした。

(2) 狛江市ハラスメント苦情処理委員会の開催回数

開催回数	開催日
0回	※

※前年度のハラスメントに関する相談件数等の報告のみ書面で行いました。（ハラスメントに関する苦情の調査審議はありませんでした。）

(3) 懲戒処分の有無及び処分内容

懲戒処分の有無	処分内容
無	—